

税

問合先 税務課

6月10日㈪に
市・府民税の
納税通知書を送付します

納期限までに金融機関(銀行、農協・郵便局など)、コンビニ、スマートフォンアプリ、地方税お支払サイト、市役所などで納付してください。

□座振替を利用していている場合は、指定□座の残額確認をお願いします。(領収書は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください)

市・府民税(普通徴収の納期限)

- 第1期分…7月1日(月)
- 第2期分…9月2日(月)
- 第3期分…10月31日(木)
- 第4期分…12月25日(水)

納期限内に納めましょう

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。必ず期限内に納めてください。

[市税の納付は便利な□座振替をご利用ください]
市税の納期限日に、指定の□座から振り替えて納付すること

ができます。納期ごとに納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。ぜひ利用してください。

新たに□座振替を希望する場合は、通知書に同封する申込書の申込期限を確認し、取扱金融機関または税務課窓口で申し込みでください。

ムページを確認してください。

詳しく述べ、市・府民税の納税通知書に同封の「市・府民税のしおり」または税務課のホームページをご覧ください。

合は、通知書に同封する申込書の申込期限を確認し、取扱金融機関または税務課窓口で申し込みでください。

令和6年度個人市・府民税における定額減税について

■減免制度

解雇による失業のため所得が皆無になるなどで、市・府民税の納付が困難な人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。納期限(今年度1期分からの場合は7月1日(月)までに申請してください。

※自己都合や雇用期間満了による退職は対象外

■「令和6年度個人市・府民税課税証明書」の発行

市役所税務課窓口では6月3日(月)から、コンビニでは6月1日(土)から発行可能となります。(同日より令和5年度以前の証明書はコンビニで発行できません)。詳しくは、税務課へ問い合わせてください。

■定額減税の対象者

令和6年度の個人市・府民税

所得割の納税義務者のうち、前年合計所得金額が1,800万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の人人が対象となります。

※均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外となります。

■計算例(控除対象配偶者および扶養親族2人の場合)

納税義務者本人(1万円) + 控除対象配偶者(1万円) + 扶養親族(2万円) = 4万円

※定額減税の実施方法、定額減税しきれないと見込まれる人への給付金(調整給付)について扶養親族(2万円) = 4万円は市ホームページをご覧ください。

※メンテナンスのため、コンビニでの課税証明書の発行ができない日がありますので、市ホー

き、令和6年度の個人市・府民税1万円が減税されます。
※控除対象配偶者および扶養親族の算定において、国外居住者は対象から除きます。

※算出した減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。(均等割額への減税の適用はできません)。



国民健康保険 国民年金

問合先 国保年金課

令和6年度 国民健康保険 保険料率が決まりました

(別表) 令和6年度 国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	令和5年中の基準総所得金額に対する割合	9.56%	3.12%	2.64%
均等割	被保険者1人あたり	35,040円	11,167円	19,389円
平等割	1世帯あたり	34,803円	11,091円	—
賦課限度額	65万円	22万円	17万円	

料の減免基準は、国保が広域化された平成30年度から6年間の経過措置期間を経て、令和6年度より府内完全統一となり、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となります。

今後は、大阪府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」

として一体となり、保険料の抑制・平準化を図りながら保険財政の安定的運営を進めていきます。令和6年度の国民健康保険料の料率は、別表のとおりです。

※詳しくは、府「国民健康保険課ホームページ」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kokuhou/iryou/seido/hokenyoutouto.html>)を「ご覧ください」。

ref.osaka.lg.jp/kokuhou/iryou/seido/hokenyoutouto.html)

介護分保険料

40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料があわせて賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人は、40歳到達月の翌月に介護分保険料が加算され、納付する保険料が変更となります。

来年3月までに65歳に到達する場合は、到達月の前月までの介護分保険料を10回の納期に分割し納付通知書に含めています。

未就学児に係る国民健康保険料の均等割額の軽減

令和4年度から、未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者の均等割額の2分の1が軽減されます。また「低所得者世帯の国民健康保険料の軽減」が適用されている場合は、軽減後(7

後期間の保険料軽減

令和6年1月1日より、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援などの観点から出産予定期間たは出産した人の産前産後期間の国民健康保険料を軽減する制度が始まりました。

※詳しくは当初納付通知書に同封の「泉佐野市国民健康保険料について」のチラシを参照

普通徴収

納付書や口座振替で納付しま

は、指定口座の残高確認をお願いします。

割・5割・2割軽減)の均等割額の2分の1が軽減されます。※詳しくは当初納付通知書に同封の「泉佐野市国民健康保険料について」のチラシを参照

※複数の年金を受給している場合は、年金の合計が年額18万円以上でも特別徴収にならないことがあります。また、特別徴収対象でも介護保険料の決定により、特別徴収から普通徴収に変更となる場合があります。

月(全10回)です。全納と各期別別の納付書(単票式)を納付通知書に同封してあります。納付前に全納分か各期分かを確認し、必ず納期限内に納めてください。口座振替で納付している場合は、指定口座の残高確認をお願いします。

国民年金の任意加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人(60歳未満の老齢・退職年金の受給権者除く)は、国民年金に加入し保険料を40年間納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

しかし、国民年金に加入しなかった期間・保険料を納め忘れた期間・免除された期間があるために、満額の老齢基礎年金(68歳以下の人〔昭和31年4月2日以後生まれ〕は令和6年度816,000円、69歳以上の人〔昭和31年4月1日以前生まれ〕は令和6年度813,700円)を受けることができない人や、年金を受けるための必要な期間(保険料を納めた期間と免除〔一部免除は納付期間〕された期間を合計して原則10年以上)を満たしていない人で、次のいずれかに該当する場合は申請日から任意加入することができます。

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ※老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は除く
- ②60歳未満の老齢(退職)年金受給者

- ③日本国内に住んでいる65歳以上70歳未満の人
- ④海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人
- ⑤海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

※③④については昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢(退職)年金を受けるために必要な期間を満たしていない人に限る。また、①⑤については年金を受けるために必要な期間を満たしても、受給期間が40年となるまで任意加入できます。

必要なもの マイナンバーカード(通知カード)または年金手帳(基礎年金番号通知書)、預貯金通帳と届出印(任意加入時の保険料の納付方法は原則口座振替)※戸籍謄本などが必要な場合もあります。詳しくは問い合わせてください。



国民健康保険料の納付

■納付は必ず納期限内に

保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金をあわせて納めていただくことになります。

また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押えることもあります。保険料は納期限内に納めましょう。

■便利な□座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則、□座振替での納付をお願いしています。

□座振替による保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。

また、保険料の還付が発生した場合には、□座への振込で還付しますので、還付のたびに申請や来庁の必要もありません。

【□座振替の手続き方法】

● □座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ□座振替取扱金融機関の窓口または国保年金課窓口で申

し込んでください。□座振替依頼書は左記の「二次元コード」または国保年金課への電話で取り寄せできます。



▲□座振替依頼書請求フォーム

●国保年金課窓口では、専用端末機にキャッシュカードを通じ暗証番号を入力することで、□座振替の手続きができます。（大

阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く）

※一部取り扱いできないカードもありますので、詳しくは問い合わせてください。

●紀陽銀行・池田泉州銀行・南都銀行はスマートフォンやパソコンなどのWeb上で□座振替の申込をすることができます。

※キャッシュカードが発行されている個人の□座に限り利用できます。申込は左記の「二次元コード」から。



▲国民健康保険料

■コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで納付できます

バーコード付の納付書であれば、納付書裏面に記載したコンビニエンスストアおよびスマートフォンアプリで、曜日や時間を気にせずに納付することができます。

【取り扱い】

スマートフォンアプリ

●Pay B
●Pay Pay請求書払い

●LINE Pay請求書支払い
●Family Pay請求書支払い
●au PAY請求書支払い

【次のような納付書は利用できません】

●バーコードが無い
●本状使用期限が過ぎている
●金額が訂正されている
●傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない

●1枚の金額が30万円を超えて

※これらの納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用して下さい。また、スマートフォンアプリで納付した場合は領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な場合は金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。スマートフォンアプリ

の種類によって支払い上限額が異なります。利用方法、利用可能銀行など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※左記の「二次元コード」からもアクセスできます。



▲市ホームページ

いて著しい損害を受けたとき

●事業の休廃止、失業などにより、所得が著しく減少したとき

※減少後の所得に基づき算出される保険料額が、賦課限度額を超過している場合を除く

●被保険者が刑事施設、労役場などの施設に拘禁されたとき

●各被用者保険などの被保険者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた人に限る）の被扶養者であった人

【夜間納付相談】

納付猶予や分割納付相談は電話で相談してください。日中に納付相談が困難な場合は、夜間納付相談を利用してください。

日時 6月20日(木)午後8時まで (受付:午後7時30分まで)

■納付相談を受け付けています

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、早めに相談して下さい。次の事由に該当する場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。申請には事前予約が必要となります。また、収入を証明する書類が必要となりますが、詳しく述べてください。



●災害により居住する住宅につ